

厚生労働省より下記の通知が発出されました。

●茨城県常総市の一部地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成27年厚生労働省告示第418号)

●台風18号に係る厚生年金基金及び国民年金の事務処理に関する指導等について(平成27年10月6日年基発1006第1号)の通知が発出されました。

これを受けまして、当基金でも同様の事務処理を行います。

## 1.厚生年金基金の掛金等の納期限の延長について

### (1)納期限の延長の対象となる「被災地域」

常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下、収納谷、大房、館方、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

### (2)延長後の納期限

平成27年11月25日(水)

### (3)納期限の延長の対象となる掛金等

平成27年9月10日(木)から平成27年11月24日(火)までの間に納期限が到来する掛金

## 2.厚生年金基金の掛金等の納付猶予について

(1)被災地域に所在地がない設立事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する掛金等について、納付者の申請に基づき、その掛金の納付を1年以内に限り猶予することができる。

(2)延長後の納付期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その掛金の納付を1年以内に限り猶予することができる。

## 3.年金の給付等に係る事務について

### (1)年金の請求手続きについて

被災地域に住所地を有する加入員にかかる年金等の裁定請求書については、添付書類等の簡略化など弾力的に行うこと。

### (2)現況届について(住基ネットのでの確認ができない該当者のみ)

被災地域に住所地を有する受給者のうち期限までに現況届の提出が困難である場合については現況届の提出期限を延長すること。

### (3)支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知等を亡失等により受給権者が再交付請求をしてきたときは、速やかに再交付すること。